

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担 に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と●●市町村(以下「乙」という。)及び、神奈川県教育委員会(以下「丙」という。)は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級(以下「夜間中学」という。)における生徒の就学について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙に在住する者の夜間中学への就学にあたり必要な事項を定めるとともに、甲乙及び丙が互いに協力して夜間中学の円滑な運営を支援することを目的とする。

(夜間中学への就学)

第2条 甲は、乙に在住する入学希望者が、夜間中学への就学が必要であると認められる場合は、入学を認める。

2 夜間中学への就学に関することについては、甲が別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」によるものとする。

3 前二項のほか、甲、乙及び丙は、夜間中学への就学に係る諸手続きについて、互いに協力するものとする。

(費用負担)

第3条 乙は、甲が夜間中学の運営に要する費用の一部を負担するものとする。

2 夜間中学に要する費用負担に関することについては、甲が別に定める「夜間中学における費用負担に係る基本方針」によるものとする。

(協議の場)

第4条 丙は、夜間中学への広域的な就学に係る情報を共有し、運営について協議するために、相模原市立夜間中学広域連携協議会(以下、「協議会」という。)を設けることとし、甲乙及び丙は協議会に参加する。

2 協議会の組織及び運営については、丙が別に定める。

3 甲は、別に定める「夜間中学への就学に係る基本方針」及び「夜間中学における費用負担に係る基本方針」を変更しようとする場合は、協議会において協議しなければならない。

(解除又は変更の通知)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定を解除又は変更をしようとする場合には、原則として、解除又は変更をしようとする日の、6か月前までに相手方に通知する

ものとする。ただし、夜間中学の運営に要する費用に影響がある場合は、予算確保等に要する期間を十分に確保し、通知しなければならない。

(定めない事項への処理)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義があるときは、甲乙及び丙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市長 本村 賢太郎

乙 ●●市町村
●●市町村長 ■■ ■■

丙 横浜市中区日本大通1
神奈川県教育委員会教育長
桐谷 次郎

夜間中学への就学に係る基本方針

【就学までの流れ】

- 1 相模原市以外の市町村からの入学希望者は、入学希望受付期間内に、在住する市町村の教育委員会に夜間中学への入学希望申請書を持参し、事前相談を受ける。
- 2 市町村の教育委員会は、入学希望者に対する事前相談を実施し、事前相談シートを作成する。
- 3 市町村の教育委員会が申請を認める入学希望者は、入学希望申請書、事前相談シート及び副申等の必要書類を相模原市教育委員会に申請する。
- 4 相模原市教育委員会からの依頼により、相模原市立大野南中学校長が入学希望者に対し面談を実施する。
- 5 相模原市教育委員会は、入学希望者に係る市町村の教育委員会からの入学希望申請書、事前相談シート及び副申(各市町村提出書類)、学校面談の結果を踏まえて、入学予定者を決定し、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。
ただし、入学予定者が想定する在籍生徒数を超える場合、もしくは著しく少ない場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において、協議する。
- 6 相模原市教育委員会は、入学希望者に対し、入学予定者である旨を通知する。
- 7 入学予定者は、入学に必要な書類を相模原市教育委員会に提出する。
- 8 相模原市教育委員会は、提出書類を確認し、就学承認通知書を入学予定者に送付するとともに、その写しを当該市町村の教育委員会に送付する。

9 入学時期は原則、年度当初とし、入学希望申請書の受付期間を過ぎた場合は次年度以降の申請とする。

10 学校での事故が生じた場合は、相模原市教育委員会又は神奈川県教育委員会がそれぞれの管理責任において、責任を負う。

【通学支援】

相模原市以外の市町村に在住する生徒が一定期間登校しない、あるいは連絡が取れない状況にある場合の支援については、夜間中学及び相模原市教育委員会が、市町村の教育委員会と情報を共有し、市町村の教育委員会による直接的な支援について検討する。

夜間中学における費用負担に係る基本方針

1 費用負担の内訳

(1) 夜間中学の設置に要する費用

設置に要する費用は以下の項目に係るものとし、令和4年度の夜間中学設置から10年間で除した額を、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 職員室通信環境整備に係る費用

(2) 夜間中学の運営に要する費用

年度ごとの運営に要する費用は以下のアからカの合計額とし、各年度の在籍生徒数に応じて、毎年度、相模原市を含む各市町村が負担する。

ア 夜間中学に配置される教職員に係る費用(義務教育費国庫負担法の規定に基づき国が経費の一部を負担する者に係るものを除く。)

イ 日本語の指導・支援に係る費用(日本語講師、通訳等)

ウ 消耗品等整備に係る費用

エ 教具・教材等の整備に係る費用

オ 生徒募集に係る費用

カ 協議会において認めた費用

2 費用負担の算出及び請求について

(1) 上記1(1)及び(2)の合計額を、当該年度の在籍生徒数で除した額に、当該市町村に在住する生徒数を掛けて、相模原市以外の市町村ごとの費用負担額を算出する。

(2) 相模原市は、市町村に対し、当該年度における(1)の額を年度末に通知し、請求する。

(3) 市町村は、相模原市に費用負担額を支払う。

(4) 相模原市は、当該年度の費用負担の内訳について、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。

3 在籍生徒数について

原則として、毎年度4月1日時点の在籍生徒数(予定を含む。)とする。

4 協議

著しく生徒数が少ない、もしくは想定する在籍数を超える場合は、相模原市立夜間中学広域連携協議会において費用負担について協議する。